

3. 手続きの流れについて

都市計画の提案の事前相談

相談内容に応じ助言及び情報提供等、提案内容に関する回答を行いますので、事前相談依頼書により、事前に必ず相談してください。

都市計画の提案

事前相談の回答の写しを添付し、長崎市で定める様式により、長崎市へ都市計画の提案をしていただきます。

長崎市による提案に対する審査

長崎市は、提案内容について、市都市計画マスタープラン等を踏まえ、審査を行い、都市計画決定（変更）の必要があるかどうか判断します。
判断結果を提案者へ通知します。

都市計画決定等をする場合

都市計画決定の手続

長崎市が、提案内容を踏まえた都市計画の案を作成し、案及び提案を市都市計画審議会へ付議する等の手続を経て都市計画決定(変更)等を行います。

提案者は、審議会に際し、長崎市へ陳述書の提出ができます。

都市計画決定をしない場合

提案者への通知

長崎市が、提案内容について市都市計画審議会等の意見を聞き、決定しない旨と、その理由を提案者へ通知します。

提案者は、審議会に際し、長崎市へ陳述書の提出ができます。

判断理由等の公表

長崎市の都市計画への理解を広める為、提案に対する判断・理由等を公表します。

長崎県決定となる計画提案の場合は、長崎県が対応します。